

第 3 章

基本方針及び分野方針

Chapter 3
Basic Policy and Field Policy

1 基本方針

(1) 位置付け

基本方針は、松本市文化芸術振興条例及び松本市総合計画を具体化する文化芸術分野の個別方針として策定するものです。しかしながら、文化芸術振興の効果は、利用状況等の短期的な視点だけでは適切に評価できないものもあります。文化芸術がどのようにまちづくりや人づくりに貢献したかといった判断は、中長期的な視点でみる必要があるからです。

そこで、基本方針の期間は、平成 28（2016）年度から平成 32（2020）年度までの 5 年間ですが、文化芸術によってつくりだされる松本市の姿は、20 年先、30 年先を見据えて設定することとします。また、基本方針は、文化芸術によってつくりだされる松本市の姿に近づけるために、この 5 年間でどういった方向で取組みを進めるかを定める位置付けとします。

(2) 方向性

国から「文化芸術創造都市」と評価されたように、松本市の文化芸術への取組みは、私たち市民が思っている以上に特徴的、かつ、誇れるものとなっています。今回の改定では、この評価を広く市民生活に浸透させ、実感を持てるようにする視点を大切にします。そして、松本市の 20 年先、30 年先の姿を、松本市の特徴であり、魅力でもある「3 ガク都」が一層輝きを増し、市民がその魅力を知り、楽しみ、活気あふれるまちとなっているイメージで次のように設定します。

【文化芸術によってつくりだされる松本市の姿】

文化芸術で人と人がつながり、まちに魅力と活気あふれる「3 ガク都・松本」

この姿に近づけるためには、これまで築いてきた松本市の文化芸術に新たな展開を加え、松本市の文化芸術の抱える課題に対応していく必要があります。そこで、向こう 5 年間では、文化芸術によってもたらされるワクワク・ドキドキ感を力に、生きがいや新たな創造のうねりにつなげるための仕組みづくりを行い、人づくり、地域や産業の活性化に対し重点的に取組みを進めるという趣旨から、基本方針を次のとおりとします。

【向こう 5 年間の基本方針】

誰もが多種多様な文化芸術に気軽に触れ、ワクワク・ドキドキが生きがいと新たなうねりにつながるまちづくり、人づくりを進めます。

2 分野方針

松本市文化芸術振興条例では、第 7 条で基本方針を策定することが規定され、次の四つの柱が示さ

れています。

- (1) 文化芸術振興施策の総合的な推進に関する事項
- (2) 文化芸術活動の環境の整備及び充実に関する事項
- (3) 文化芸術を担う人材の養成及び確保に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、文化芸術の振興に関する重要な事項

この柱に沿って基本方針を具体化させる方針として分野方針を定めることとし、次のとおりとします。

I 文化芸術振興施策の総合的な推進に関する方針

文化芸術振興に関する総合的な施策を推進し、誰もが広く文化芸術を楽しめる機会をつくり、人々の笑顔があふれるまちづくりを進めます。

II 文化芸術活動の環境の整備及び充実に関する方針

優れた文化芸術に触れる機会が多い特長を活かし、共感と感動が生きがいにつながる環境と仕組みをつくり、市民による文化芸術活動の裾野を広げます。

III 文化芸術を担う人材の養成及び確保に関する方針

「松本らしさ」の継承と創造の源は市民一人ひとりであるという認識のもと、個性と感性を磨く「人づくり」を推進します。

IV 文化芸術の振興に関する連携・交流・活用等重要な事項の方針

市民一人ひとりが豊かに生きていくために欠かせない文化芸術の力で、更に人と人をつなぎ、地域の元気を生み出していきます。

3 基本的数値目標

毎年度実施している「松本市民満足度調査」の調査項目には、基本方針に関連するものがあることから、これを指標として基本的数値目標を設定します。個別事業の進行管理に当たってもこの指標に留意するものとします。

分野	指標	現 状 (H26)	計画目標 (H32)
I	音楽や芸術に触れていると思う市民の割合	50.5 %	56.0 %
II	趣味や学びを気軽に行える施設が充実していると思う市民の割合	47.9 %	59.0 %
III	青少年（小中学生を含む。）の豊かな心を育むための活動を行っている市民の割合	30.8 %	40.0 %
IV-1	中心市街地への買物や食事、催事などで出かける機会が増えている市民の割合	41.8 %	55.0 %
IV-2	「城下町まつもと」にふさわしいまちづくりが行われていると思う市民の割合	60.2 %	76.0 %
IV-3	地域の伝統や文化の保存、継承が行われていると思う市民の割合	64.5 %	71.0 %

まつもと文芸キーワード（その2）

松本市の文化芸術を語る上で重要な用語を「まつもと文芸キーワード」としてまとめてみました。
皆さんはどんな認識をお持ちですか？どれだけご存知ですか？

あめ市（松本あめ市）

正月の第2日曜日に行われる伝統行事で、商都松本のシンボル「牛つなぎ石」と呼ばれる市神様の碑を中心に1年間の商売の吉凶を占う。この名称は、上杉謙信（1530-1578年）の義塩伝説（今川・北条両氏が武田領の甲斐、信濃への塩商いを禁じ、塩不足に嘆く領民のために宿敵だった上杉謙信が塩を送ったとされるもの。それを運んだ牛をつないだ石が「牛つなぎ石」）にちなむもので、江戸時代になり、塩俵の形をした飴を奉納し、商売繁盛を願う「あめ市」となった。

サンクロー 三九郎

全国的に行われる小正月の火祭りを中信地方では、「三九郎」と呼ぶ。名称の由来には諸説あるものの、道祖神を祀る神主、福間三九郎にちなむという説が有力。正月飾り、だるま等を燃やした三九郎の火で焼いた繭玉（米粉や餅を丸めて柳等の枝に付けたもの）を食べると1年間無病息災で過ごせると言われる。旧城下町では火の取扱いが厳しかったことから、戦前までは行われておらず、村々で行われていた。現在市内500カ所以上で行われている。

セイジ・オザワ 松本フェスティバル（OMF）

西洋音楽教育の先駆者、齋藤秀雄（1902-1974年）氏の没後、氏の功績を称えるため、小澤征爾（1935年-）総監督のもと松本市を本拠地に「サイトウ・キネン・フェスティバル松本」（以下「SKF」といいます。）として平成4（1992）年から毎年行われている国際音楽祭。平成27（2015）年に名称変更。期間中だけ編成されるサイトウ・キネン・オーケストラを中心にオーケストラ、オペラ等多彩なプログラムを国内外に発信する。また、多くの市民がプロの演奏に触れる機会づくりにも力を注いでいる。これらの運営を支援するため、県内外から500人を超えるボランティアスタッフが集まり、活動を通じた交流の輪が広がる。

信州・まつもと大歌舞伎

現代に息づく新たな歌舞伎を創造する申田和美（1942年-）まつもと市民芸術館芸術監督と十八世中村勘三郎（1955-2012年）丈との縁で平成20（2008）年から隔年開催される夏の催し。公演に留まらず、街全体で歌舞伎を盛り上げようと、企画段階から市民が関わり、様々な関連事業が行われるのが特徴。この運営にもボランティアとして市民サポーター約400人が携わり、「運営する側として楽しむ」を実践している。

工芸の五月・クラフトフェアまつもと

古くから匠たちが多く住む城下町だったことが礎となって昭和60（1985）年から始まった野外クラフトイベント。NPO法人松本クラフト推進協会が主催となり市民手づくりで運営される。現在では全国各地から選考を経て集まった様々なジャンルの工芸作家が出展する国内屈指の催しに成長している。また、平成19（2007）年からは、5月を「工芸の五月」とし、美術館、博物館等約50の会場で工芸企画展が開かれ、街全体が「工芸」で盛り上がる。

松本市美術館

平成14（2002）年に開館。松本市出身の書家・上條信山（1907-1997年）や信州の山をこよなく愛した画家・田村一男（1904-1997年）の作品展示の他、松本市出身で世界的に活躍している前衛芸術家の草間彌生（1929年-）の作品も常設展示している。この他にも地域に根ざした特徴的な企画展示の開催、子どもたちに向けた鑑賞教育、美術館友の会等による様々なワークショップの開催等、鑑賞・表現・学習・交流の場として特色のある活動を行っており、松本市の文化芸術の振興の一翼を担っている。